

令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町分）に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町分）

(2) 趣旨

三重県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における後期高齢者の健康診査（以下、「健診」という。）の受診率については全国的に高水準であるものの、健診結果のデータは、被保険者ごとの健康課題の把握や、P D C Aサイクルに沿った保健事業の実施に係る基礎資料として重要であることから、市町間の受診率格差をなくし、三重県全体の受診率を底上げする必要がある。

このため、県内市町のうち健診受診率が低位にあるものを広域連合があらかじめ選定した上で、対象市町における健診受診率の底上げを目的とした受診勧奨に係る取組を業務委託することとし、行動科学等の専門知識や創造性、構想力等を有し、実効性のある受診勧奨を適切な価格で実施できる事業者を見極めるために、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を選定する。

2 業務内容等

(1) 業務内容

別紙「令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町分）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

（令和8年度契約予定）

(3) 契約上限金額

契約額は、16,489,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

参加する者は次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 令和7年度津市競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(3) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が合同で制定した情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO/IEC27001認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

(4) 本件の公告日から過去3年間において、行政機関等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第11項に定義する行政機関等をいう。以下同様とする。）からの業務委託により取り扱うこととなった保有個人情報について、行政機関等の特定した利用目的（法第61条第1項の利用目的をいう。）以外の目的のために利用したことではなく、かつ、個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いに係る命令（法第148条第2項の命令をいう。）を受けたことがないこと。

(5) 本件の公告日から過去3年間において、個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いに係る指導、勧告を受けている場合、当該指導等及びこれに対する対応措置の内容を開示していること。

(6) 本件の公告日から過去3年間に、他都道府県後期高齢者医療広域連合又は三重県内の市町から同種の業務を受託した実績を有し、かつ、誠実に履行していること。

(7)個人情報等のデータの受渡については、LGWAN を原則とする。但し、緊急の場合もしくは、広域連合が指定した場合においては、セキュリティ便にて行うこととする。

※上記事項について、必要な場合は広域連合が独自に関係機関等に照会を行う場合がある。

4 応募方法

本プロポーザルへの応募は、次により行うこと。

(1)提出物

次に掲げる書類を日本産業規格 A 4 で作成し、提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書〔様式第 1 号〕

イ 誓約書〔様式第 2 号〕

ウ 業務実施体制等届出書〔様式第 3 号〕

エ 使用印鑑届〔様式第 9 号〕

オ ISO/IEC27001 認証及びプライバシーマーク登録を証する書類の写し

カ 他団体における健康診査受診勧奨通知作成等業務委託契約書等一式の写し

(この場合、契約金額等は黒く塗りつぶすこと。)

(2)提出期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時必着

(3)提出先

14 に記載の場所

(4)提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 4 時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記(2)の期限までに必着することとする。

5 参加資格審査

本プロポーザルに応募した者について、「3 参加資格」の要件に基づく審査を実施する。当該審査の結果、参加資格に適合すると認められた者に限り、本プロポーザルの参加を認める。なお、資格審査結果は次のとおり通知する。

(1)通知日

令和 8 年 3 月 4 日（水）までに通知する。

(2)通知方法

郵送及び電子メール

6 質問

仕様書等に対する質問は、次により行うこと。

(1)提出物

質問票〔様式第 4 号〕

(2)受付期間

令和 8 年 2 月 10 日（火）から同月 18 日（水）午後 5 時まで

(3)提出方法

原則電子メールとする（メールを送信後、14 に記載の問い合わせ先へその旨連絡すること。）。

7 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加資格者全員に対して次のとおり行う。

(1)回答日

令和8年2月20日（金）

(2)回答方法

電子メール及び当広域連合ホームページへの掲載（質問者の名称等は公表する。）

8 参加の辞退

応募した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次により行うこと。

(1)提出物

辞退届〔様式第5号〕

(2)提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時必着

(3)提出先

14に記載の場所

(4)提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記(2)の期限までに必着することとする。

9 企画提案方法

企画の提案は、次により行うこと。

(1)提出書類

ア 企画提案書提出届〔様式第6号〕

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 再委託調書〔様式第7号〕

業務の一部を他の事業者に再委託する場合にのみ提出すること。

エ 提案見積書（任意様式）

見積価格は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額とし、内訳書を添付する等詳細かつ具体的に記載すること。

(2)提出書類作成に当たっての基本事項

ア 提出書類はいずれも日本産業規格A4判縦型横書き左綴じ両面印刷とすること。なお、必要に応じてA3判を使用することも可とするが、その場合はA4サイズに折り込むこととし、A4判2枚分としてページ数を計算すること。

イ (1)のアからエの順で、散逸しないように左端をダブルクリップ等で綴じること。

ウ 企画提案書については表紙と目次を除いた本文の各ページにページ番号を付すとともに、(1)のアからエの冒頭にはインデックスを貼付すること。

エ 企画提案書の表紙と目次を除いた本文は、30ページを超えないこと。

オ 抽象的・曖昧な表現をしないこと。また、提案には前提条件を付けないこと。

カ 専門的知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい提案内容とすること。

(3)提出部数

ア 正本1部

イ 副本5部

(4)提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで

(5)提出先

14に記載の場所

(6)提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記(4)の期限までに必着することとする。

(7)留意事項

ア (4)の期間内に企画提案書等を提出しない者は、参加を辞退したものとみなす。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

ウ 本件の提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

エ 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、企画提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 企画提案の取下

企画の提案を取り下げる場合は、次により行うこと。なお、提出された書類は返却しない。

(1)提出物

取下願書〔様式第8号〕

(2)提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時必着

(3)提出先

14に記載の場所

(4)提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記(2)の期限までに必着することとする。

11 企画提案の審査

9の(1)の企画提案書等及び当該提案書等に係るプレゼンテーションの内容による審査とし、令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町）に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり契約候補者及び次点者を選定する。

(1)企画提案書等に係るプレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和8年3月19日（木）

開始時間等の詳細については、別途通知する。また、令和8年3月23日（月）を予備日とし参加事業者が多数の場合は2日間に分けて実施する。

イ 実施場所

14に記載の場所

ウ 実施方法

対面により実施する。参加資格者の出席者は3人までとし、企画提案の説明者は本業務を直接担当する予定の者が行うこと。

エ プレゼンテーション時間

準備、撤収を含め、55分以内（企画提案書等の説明30分以内、質疑応答15分以内）とする。

オ プレゼンテーションの順番

参加資格確認申請書一式を広域連合で受領した順番とする。（アの開始時間等の詳細と併せて別途通知する。）

カ プレゼンテーションの使用機材

プレゼンテーションで使用する機材等については、提案事業者が準備すること。なお、広域連合が保有するディスプレイモニター（HDMI接続ポート3口）は使用できるものとする。

（ディスプレイモニターの詳細な仕様を確認したい場合は、14に記載の問い合わせ先へ照会すること）

(2)評価基準

評価点を100点満点とし、評価項目別に次のように配点する。

評価項目	評価内容	評価点				
		優	良	普	不良	不可
体制点	・情報管理の体制が十分か	10	8	6	4	2
	・情報分析の体制が十分か	10	8	6	4	2
	・広域連合との意思疎通の体制が十分か	10	8	6	4	2
内容点	・セグメントの分け方は適切と考えられるか	10	8	6	4	2
	・デザインはそれぞれのセグメントに適切に反映されているか	10	8	6	4	2
	・デザインは大きなフォントや目立つデザインとなっているか	15	12	9	6	3
	・効果測定は十分か	10	8	6	4	2
	・その他の内容で提案者の説明により加点する	5	4	3	2	1
	・その他の提案により加点すべきものはあるか	10	8	6	4	2
実績点	・他市町国保での実績は十分か	5	4	3	2	1
	・他広域での実績は十分か	5	4	3	2	1
合計		100点満点				

(3)その他

ア 審査結果は、令和8年3月25日（水）までに企画提案書等提出者全員に文書で通知する。

イ 審査結果に対する異議申し立て及び質問は受け付けない。

ウ 審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（ア）提出書類に虚偽の記載があった場合

（イ）審査の公平性に重大な影響を与える行為があったと認められる場合

（ウ）その他本実施要領に違反する場合

エ 公募が1社の場合は、60点以上で選定とする。

12 契約方法

(1)評価点の合計点数が最も高い参加資格者を契約候補者とし、契約候補者と提出された企画提案書を基に業務内容及び委託料等について協議の上、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

(2)契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点者（次に合計点数が高い参加資格者）を新たに契約候補者とし、協議の上契約を締結する。

13 セキュリティポリシー

広域連合のセキュリティポリシーについては参考資料を参照すること。

情報セキュリティ関連について疑義があるものについては問い合わせること。

14 問い合わせ先

三重後期高齢者医療広域連合 事業課 給付健康グループ

〔所在地〕 〒514-0003 津市桜橋2丁目96番地

〔連絡先〕 電話：059-221-6884

FAX：059-221-6881

電子メール：koukikoureい-mie@mie-kouiki.jp